

各管区警察局広域調整担当部長
警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長

原議保存期間	5年（令和13年3月31日まで）
有効期間	一種（令和13年3月31日まで）
	警察庁丁交指発第26号、丁交企発第24号
	令 和 8 年 2 月 2 0 日
	警察庁交通局交通指導課長
	警察庁交通局交通企画課長

適正な交通違反取締りの確保のための具体的取組事項について（通達）

適正な交通違反取締りの確保のための取組については、「適正な交通違反取締りの確保のための取組の強化について（通達）」（令和8年2月20日付け警察庁丙交指発第2号ほか。以下「局長通達」という。）により示達されたところであるが、具体的取組事項を下記のとおり取りまとめたことから、各都道府県警察にあっては、その趣旨等を十分に理解した上で、各取組事項を強力に推進されたい。

記

1 交通違反取締り指導官等の設置（局長通達1(1)関係）

(1) 交通違反取締り指導官等

交通違反取締り指導官には、交通違反取締りに関する豊富な知見を有し、指導力に優れた警視又は警部の階級にある者を指定すること。また、交通違反取締り指導官の指揮の下で、適正な交通違反取締りを確保するための指導等を行う係には、各種法令等を十分に理解し、指導能力を備えた警部又は警部補の階級にある警察官を配置すること。

(2) 業務

ア 教養の実施

資料配付、研修会の開催等の方法により、適正な交通違反取締りのための基本意識や基本的な遵守事項、適正な捜査書類の作成要領、実際に発生した不適正事案等に関する教養を実施すること。

イ 巡回指導の実施

警察署及び本部執行隊に対する巡回指導を定期的に実施することにより、交通違反取締りに従事する警察官を対象として、実践形式での教養や取締り現場における実地指導を行うとともに、捜査書類の作成状況の点検を実施すること。

ウ 交通違反取締り業務の見直し

巡回指導等を通じて把握した業務の実態や他県の状況等を踏まえ、交通違反取締り業務の見直しを適宜行うこと。

特に、関係機関・部署と協議の上、捜査書類の合理化を推進するとともに、デジタルカメラ画像の適切な活用・保管等により、実況見分調書等に係る客観

性・信用性の向上を図ること。

2 交通違反取締りの在り方に関する相談窓口の設置（局長通達1(2)関係）

(1) 責任者等

相談窓口の責任者には、警察本部交通部庶務担当課の次席等、交通違反取締りや各種法令に関する知見に加えて相談対応に適した知識・経験を有する警視の階級にある者を指定すること。また、責任者の指揮の下で、実際に相談・意見等の受付等を行う係には、警部又は警部補の階級にある警察官を配置すること。

(2) 業務

交通違反取締りに従事する警察官等からの相談・意見等の一時的な窓口となり、自ら回答を行うほか、必要に応じ、照会先等を教示すること。

また、業務を通じて交通違反取締りに係る不適正事案等の端緒情報を把握した場合には、交通取締り指導官等と連携して適切に対応すること。

(3) 周知

本相談窓口の設置については、その趣旨・経緯、業務内容、担当者の連絡先等とともに組織内での周知に努めること。

3 交通違反取締りに対する国民からの苦情・相談への適切な対応（局長通達1(3)関係）

交通違反取締りに対する国民からの苦情・相談については、「都道府県警察の職員の職務執行に対する苦情の適正な処理について（通達）」（令和6年3月29日付け警察庁丙人発第63号）及び「相談の迅速・確実な組織対応のための総・警務部門における相談の受理・点検等の実施について（通達）」（令和6年3月7日付け警察庁丙企画発第16号）に基づき適切に対応すること。

その際は、苦情・相談が集中する地域、組織、個人等に着目するなど、不適正事案の可能性がないかについても留意すること。

4 適正な交通違反取締りを確保するための指導教養等の徹底（局長通達2関係）

(1) 意識改革の徹底

「交通事故抑止に資する交通指導取締りについて」（令和7年3月10日付け警察庁丁交指発第33号ほか。以下「交通事故抑止通達」という。）で示しているとおり、交通違反取締りは、取締り自体が目的ではなく、交通の秩序を維持し、交通の安全と円滑を確保することを目的としていることについて、取締りに従事する警察官に対して、改めて意識させるよう、指導教養を徹底すること。

また、過去に発生した不適正事案の例を示すなどにより、交通違反取締りに係る作成書類の役割、重要性を明確に認識させるなど、適正な交通違反取締りを確保するための基本を徹底すること。

あわせて、本部執行隊の分駐所等の遠隔勤務地における業務管理を徹底とともに、取締り状況の定期的な確認を行うこと。

(2) 指導教養の充実強化

交通違反取締りの手法等について、平素から指導教養を実施するとともに、1

に掲げる取締り指導官等による巡回指導の機会を活用し、交通違反取締りに従事する警察官を対象として、実践形式での教養や取締り現場における実地指導を行い、指導教養の充実強化を図ること。

(3) 環境の整備

2の相談窓口の周知や定期的な人事交流、相勤者交替等を行うことで、人間関係が過度に閉鎖的にならない環境の整備に努めること。

5 交通違反取締りの適正性を客観的に疎明するための手法の導入（局長通達3関係）

(1) 警察車両のドライブレコーダー映像の組織的管理

いわゆる否認事案等における警察車両のドライブレコーダー映像の組織的管理について検討するとともに、当該事案等の発生時に幹部が映像を視聴することにより交通違反取締りの適正性を確認できる仕組みの構築を図ること。

(2) 違反車両のドライブレコーダー映像の確認

交通違反取締りの際に、違反者から違反車両のドライブレコーダー映像の確認を求められた場合は、特段の事情がない限り、映像を確認すること。

(3) 取締り方法の見直し

車両のドライブレコーダー映像等の活用による合理的な取締り方法の検討に努めること。